(議提議案第8号)

平成20年9月24日

議長 泉 二 良 様

提出者	議員	加賀	買﨑	千	秋
JJ	IJ	笠	原	秀	雄
II	IJ	Щ	田	忠	之
"	IJ	林		真色	生子
II	IJ	並	木	正	_
IJ	IJ	三	浦	和	_
<i>]]</i>	IJ	加	藤	恒	男

議案提出について

平成20年第3回市議会定例会(9月24日の会議)に下記の議案 を別紙のとおり提出する。

記

[議提議案第8号] 熊谷市議会会議規則の一部を改正する規則

〔理 由〕 地方自治法の一部改正に伴い、所要の改正を行 うもの 熊谷市議会会議規則の一部を改正する規則

熊谷市議会会議規則(平成17年議会規則第1号)の一部を次のように改正する。

目次中

「第7章 議員の派遣 第158条 を 88章 補則 第159条 」

「第7章 協議又は調整を行うための場 第158条

第8章 議員の派遣 第159条

第9章 補則 第160条

第8章中第159条を第160条とする。

第8章を第9章とする。

第158条第1項中「第100条第12項」を「第100条第13 項」に改め、第7章中同条を第159条とする。

に改める。

第7章を第8章とし、第6章の次に次の1章を加える。

第7章 協議又は調整を行うための場

(協議又は調整を行うための場)

- 第158条 法第100条第12項の規定による議案の審査又は議会 の運営に関し協議又は調整を行うための場(以下「協議等の場」と いう。)を別表のとおり設ける。
- 2 前項に定めるもののほか、協議等の場を臨時に設けようとすると きは、議会の議決でこれを決定する。
- 3 前項の規定により、協議等の場を設けるに当たっては、名称、目的、構成員、招集権者及び期間を明らかにしなければならない。
- 4 協議等の場の運営その他必要な事項は、議長が別に定める。 附則の次に次の別表を加える。

別表 (第158条関係)

名 称	目 的	構成員	招集権者
全員協議会	議案の審査又は議会の運営に	全議員	議長
	関し協議又は調整を行うた		
	め。		
会派代表者	会派間の意見調整その他議会	議長、副議	議長
会議	運営上必要と認める事項を協	長及び各会	
	議、調整するため。	派から選出	
		された議員	
議会報編集	議会の活動状況を広く市民に	議長、副議	議長
委員会	伝え、開かれた議会の一層の	長及び各会	
	推進を図るため。	派から選出	
		された議員	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。